

川越市ファミリー・サポート・センター / 川越市緊急サポートセンター 利用料の無償化についてのご案内

令和元年10月1日からスタートする幼児教育・保育の無償化により、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンターの利用料についても、認可外保育施設等の利用料と併せて、上限額の範囲内で無償化の対象となります。

なお、無償化の対象となるには一定の条件がございますので、利用者の方におかれましては、以下の内容をご確認ください。

無 償 化 の 条 件

次の条件をすべて満たす場合に、無償化の対象となります。

- ① 対象年齢（4月1日現在の年齢）
 - ・ 3歳～5歳の子ども …… 月額37,000円まで無償
 - ・ 0歳～2歳の住民税非課税世帯の子ども …… 月額42,000円まで無償
- ② 通園場所等の条件
 - ・ 認可保育所、認定こども園（保育園枠）に在園していない子ども。
 - ・ 幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）に在園している場合は、預かり保育が一定水準未満*の園に在園している子ども。
- ③ 保育の必要性の認定の有無
 - ・ 施設等利用給付認定「新2号認定」、「新3号認定」を受けている子ども。

* 教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満または年間開所日数200日未満

無償化の対象となる利用料

- 預かり、預かりと送迎を併せて行う場合の利用が無償化の対象となります。
- × 送迎のみの利用は無償化の対象となりません。
- × 利用料以外の食費、送迎等に係る交通費等は無償化の対象となりません。

なお、複数の子ども（兄弟姉妹）を預かる場合は、無償化の対象となる子どもの利用料のみ無償化されます。

無 償 化 の 方 法

- ① 活動終了後、援助を行う会員に利用料をお支払いください（従来どおり）。
- ② ひと月分の活動報告書と施設等利用費請求書を併せて、川越市保育課へ提出してください。
- ③ 市で請求内容の確認を行い、後から口座振替により、無償化対象の利用料分の金額を振り込みます（償還払い）。

※ ファミリー・サポート・センター／緊急サポートセンター以外に、認可外保育施設の利用がある場合は、認可外保育施設でとりまとめますので、他施設分もまとめて認可外保育施設へ提出してください。

詳細はお問い合わせ
ください。



川越市ファミリー・サポート・センター／川越市緊急サポートセンター
無償化に関するお問い合わせ先
川越市役所こども未来部こども育成課 本庁舎3階
〒350-8601 川越市元町1-3-1
TEL:049-224-5724(直通)／FAX:049-224-6705
E-mail:kodomoikusei@city.kawagoe.saitama.jp